

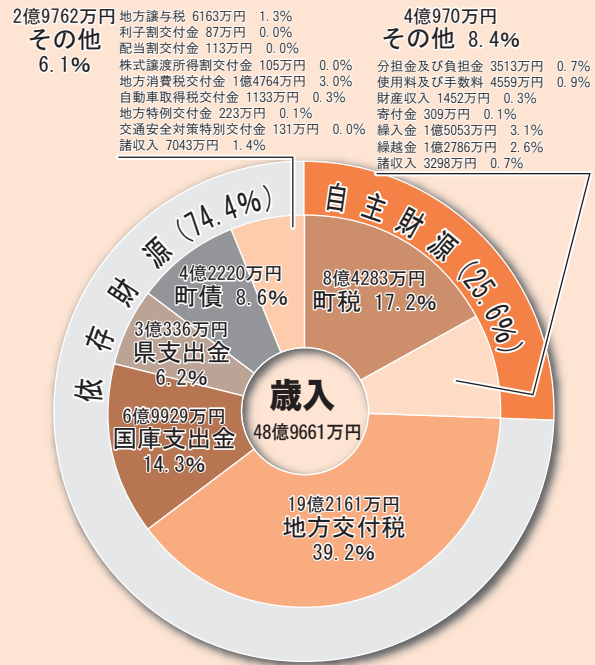
平成30年度決算・財政状況

■問い合わせ先…総務課 ☎46-5540

平成30年度の一般会計・特別会計の歳入歳出決算が9月4日から13日までの会期で開かれた議定例会9月会議において認定されました。

一般会計、特別会計の総収入額は63億3239万円、総支出額は60億6149万円となりました。決算の概要と財政状況をお知らせします。

一般会計歳入・歳出決算の内訳



◎入湯税の用途の状況
30年度入湯税収入済み額1095万円(現年課税分)は環境衛生施設費1095万円に充てられました。

一般会計

歳入・歳出ともに減少

平成30年度の一般会計の歳入は、48億9661万円、歳出は47億925万円、差し引いた1億8735万円が翌年度(令和元年度)に繰り越されます。

歳入を前年度と比較すると、自主財源の代表である町税が8億4283万円となり、237万円(0.3%)減少。依存財源の代表的なものである国庫支出金で2002万円(2.9%)の増加、町債が4

400万円(11.6%)の増加、地方交付税が3280万円(1.7%)減少。歳入全体では、8440万円(1.8%)増加しました。

歳出を性質別で前年度と比較すると、歳出全体の義務的経費は、人件費や扶助費の増加により9033万円(4.7%)増加、また、投資的経費は、普通建設事業費の増加により4702万円(5.3%)増加しました。その他経費では、補助費などが増加したものの、積立金や繰出金の減少により、1億1239万円(6.0%)減少しました。歳出全体では、2495万円(0.5%)増加しました。

各会計別歳入歳出決算総括表

区分	収入済額	支出済額	差引額
一般会計	48億9661万円	47億925万円	1億8735万円
国民健康保険特別会計	8億3575万円	7億6430万円	7144万円
後期高齢者医療特別会計	8564万円	8458万円	107万円
健康福祉交流館特別会計	6752万円	6503万円	249万円
町営駐車場特別会計	8007万円	7546万円	461万円
下水道事業特別会計	2億9734万円	2億9496万円	238万円
農業集落排水事業特別会計	6947万円	6791万円	156万円
合計	63億3239万円	60億6149万円	2億7090万円

※金額の欄は、千円単位で計算した額を万円未満四捨五入していますので、差引額などが一致しない場合があります。

10月 幼児教育・保育の無償化が始まります



10月から幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償化されます。

■問い合わせ先

- ▷ 保育所・認定こども園について…町民福祉課 ☎46-5562
- ▷ 幼稚園について…教育委員会 ☎46-5576

無償化の対象

3～5歳児と町民税非課税世帯の0～2歳児

- ▷ 満3歳になった翌年度の4月1日から小学校入学前までの3年間が無償化の対象です。
- ▷ 幼稚園に通園中の場合は、満3歳の入園から無償化の対象です。
- ▷ 町民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どものも無償化の対象です。
- ▷ 無償化の対象者には町から通知します。

対象費用

幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料

- ▷ 保育料は全て無償化されます。
- ▷ 実費負担部分(給食費、通園送迎費、行事費など)は無償化の対象外です。
※給食費については、これまでも保育料の一部として保護者が負担してきたことから無償化後も引き続き、保護者の負担となります。1号認定(教育認定)と3号認定(0～3歳児クラスの保育認定)の給食費については、10月以降も変更ありません。
- ▷ 延長保育は無償化の対象外です。

対象となる費用のイメージ (10月以降)

保育料	無償化の対象
副食費(おかず、おやつなど)	保護者負担
主食費(ごはんなど) ※現物持参	
実費負担(通園送迎費、行事費など)	

副食費の徴収免除対象者

副食費は保護者負担となりますが、次の対象者は、1号認定と2号認定の副食費が免除となります。
なお免除対象者については町から通知します。

- ①年収360万円未満に相当する世帯
- ②第3子以降の子どものいる世帯
※第3子とは、第1子・第2子の年齢にかかわらず保護者が扶養している3番目の子どものこと。

今後は、主食分(ごはん)は現物を持参し、副食分(給食費)は町に支払うこととなります。
※副食費(給食費)の金額は、施設ごとに異なります。

手続き

基本的には必要な手続きなし

- ▷ 預かり保育や認可外保育施設などが無償化の対象となるには、保護者が事前に「保育の必要性の認定」を町から受ける必要があります。認定の手続きについては、町民福祉課または教育委員会にお問い合わせください。
- ▷ すでに必要な認定を受けている場合は、手続きは不要です。